

市町村地域防災計画の修正について（報告）

市町村地域防災計画について、前回（平成24年3月27日）開催された大阪府防災会議以降、市町村から修正の報告があり、会長が専決処分を行った事案は下記のとおりです。

平成26年3月25日

大阪府防災会議 会長 松井 一郎

	専決年月	市町村名
平成24年度	平成25年1月	高槻市
	平成25年2月	高石市
	平成25年3月	堺市
		岸和田市
		泉野市
		能勢町
平成25年度	平成25年7月	箕面市
	平成25年10月	八尾市
	平成25年12月	豊中市
		門真市
	平成26年1月	枚方市
	平成26年3月	大阪市
		茨木市
		寝屋川市
千早赤阪村		
合計		15件

【参考】

〔災害対策基本法〕

○市町村防災会議は〈略〉市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告する〈略〉（第42条第4項）。

〔大阪府防災会議運営要綱〕

○緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる（第4条第1項）。

(1)～(8) 略

(9) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること

○会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない（第4条第2項）。